

2018年12月の年度末の 会計上の留意事項(IFRS)

December 2018

はじめに

この資料では、2018年12月31日現在の、国際財務報告基準(IFRS)による財務報告における要求事項をまとめました。最初のセクション「注目されている論点」では、企業が当年度末に検討する可能性のある項目を記載していますが、最新の情報はPwCのウェブサイト **Inform** (www.inform.pwc.com) に随時アップデートしていますので、ご確認ください。

本資料の2つ目のセクションでは、2018年12月31日に終了する事業年度に新たに適用可能となる基準および解釈指針を記載しています。

最後のセクションでは、今後発効する基準および解釈指針を記載していますが、これらについては国際会計基準(IAS)第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第30項に従った開示が必要となります。

目次

はじめに.....	1
注目されている論点.....	1
2018年12月31日に終了 する事業年度に新たに適用 される基準および解釈指針...	8
2019年1月1日以後発効 する新基準.....	9

注目されている論点

ブレグジット

英国は、2019年3月29日に欧州連合(EU)を離脱する予定です。英国が離脱交渉を継続している中、企業はこの新たな政治状況が企業組織にどのような影響を与えるのかを検討しなければなりません。契約が成立するか、しないかの離脱交渉の結果にかかわらず、英国でビジネスを行う多くの企業にとって大きな変化が生じる可能性は高いといえます。しかし、ブレグジットは、英国でビジネスを行う企業だけの問題ではなく、英国の企業と取引を行う外国企業および英国で実質的にビジネスを行っている企業グループにも影響を与える可能性があります。

英国とEUとの将来の関係の姿が依然としてあまりに不透明であるため、一部の企業は行動を起こすことができません。しかし、PwCの見解として、経営者は、ブレグジットに関連するリスクを識別し、その評価を現時点までに済ませて、会計および財務報告に及ぼす影響の検討をしなければならぬと考えます。

2018年度の年次報告書におけるIFRS第16号の影響

リースの新しい会計基準である国際財務報告基準(IFRS)第16号は、2019年1月1日以後開始する事業年度より適用されます。他の新しい会計基準と同様、IFRS報告企業は、適用前の期間において、IFRS第16号の影響の評価に関連性のある情報を開示することが要求されます。

最近、規制当局は、2018年度の年次報告書においてIFRS第16号の影響の確固とした開示を提供することを重視しています。

欧州証券市場監督局(ESMA)は、**欧州各国の規制当局が2018年度の財務諸表の検査において重視する優先事項に関する公式声明**(2018年10月26日付)の中で、この開示に対する期待を表明しました。

特に、ESMAは、2018年度の年次報告書がIFRS第16号の要求事項の発効後に公表されることになるため、企業に対して、2018年度の年次報告書の公表時までにIFRS第16号の適用を実質的に完了しておくことを期待する、と述べています。ESMAは、IFRS第16号の影響は2018年度の年次報告書の作成時点で把握されているまたは合

理的に見積可能となっているべきであり、したがって、その影響について開示すべきである、という期待を明確に述べています。

そのため、企業は、IFRS第16号の予想される影響を慎重に検討し、具体的かつ有意義な開示を提供することが重要です。

IAS第8号の要求事項およびESMAの期待に関して、IFRS第16号の予想される影響に関連して企業が開示を検討すべき事項について、PwCの実務上の提案を以下に示します。

- IFRS第16号「リース」は未適用である旨、2019年1月1日に開始する事業年度より適用される旨、および企業によるIFRS第16号の適用開始予定日の開示。
- 企業の適用プロジェクトの概要と現在の状況に関する情報。
- 実施される会計方針の変更についての説明。これには適用免除(少額資産リースまたは短期リースの免除等)を適用するかどうかを含む。
- 採用する移行方法および実務上の便法を適用するかどうかについての説明。
- 実施した重要な判断および見積り(契約にリースが含まれているかどうかの評価、リース期間の決定、割引率の算定、および契約におけるサービスとリース構成部分を分離するか否か等)、ならびにIFRS第16号が重要な影響を及ぼすリース・ポートフォリオの識別に関する記述。
- 予想される影響の定量化(移行アプローチに応じて、資産、負債および利益剰余金の修正再表示/開始利益剰余金の調整、または、適用時の資産、負債、収益、費用の変動)。
- 移行時に減損レビューを実施する代替として不利な引当金を使用する実務上の便法を採用する場合、IAS第17号を適用する最後の年度において不利なリースの包括的な評価を実施。
- 投資者が代替的な業績測定指標(APM)(例えば、EBITDA)を利用しており、IFRS第16号がこれらのAPMに重要な影響を与えると予想される場合、その定量的な影響(APMの使用と開示に関してはESMAのガ

イダンスを考慮する)。

- 単純化された移行アプローチを採用する場合、現行のオペレーティング・リースのコミットメントの開示とIFRS第16号を適用したリース負債残高との差異についての説明、およびリース負債の比較情報は修正再表示されない旨の説明。

(注意)これらの実務上の提案は、単に、IFRS第16号の影響の開示の必要性に対し、企業にはどのような対応ができるかを示す手引きとなるものです。開示は、企業固有のものであり、それぞれの企業が、企業固有の事実および状況に基づき、IAS第8号の要求事項および規制当局の期待を満たすために最適な開示は何かを検討する必要があります。

サプライヤー・ファイナンス契約

サプライヤー・ファイナンス契約の会計処理については引き続き多数の質問が寄せられています。こうした契約は、サプライヤー・ファイナンス契約の対象となる営業債務の認識を中止し、銀行借入として計上する必要があるかどうかという疑問を生じさせます。サプライヤー・ファイナンス契約を正確に会計処理することは、最近のカリオン社(英国の建設会社)の経営破綻に照らしてみても特に重要になっています。PwCは、とりわけ企業の資金調達への関心が高まると見込んでいます。注目される内容は、企業が重要なサプライヤー・ファイナンスを利用しているか否か、それが企業の年次報告書から明確に読み取れるか、そして、関連する残高が、銀行借入または営業債務として適切に表示されているか、ならびにこれらから生じるキャッシュ・フローがキャッシュ・フロー計算書に適切に表示されているか、が含まれます。

サプライヤー・ファイナンス契約および消滅の指標に関する詳しいガイダンスについては、**PwC IFRSマニュアル第44章**(2015年版の第6.6章)([和訳はこちら](#))および**PwC Practice Aid**(英語のみ)(いずれも有料会員限定コンテンツ)をご参照ください。

サプライヤー・ファイナンス契約の会計処理は契約に関連する正確な事実および状況に依存しています。

債務のリストラクチャリング

負債性金融商品を発行している場合、例えば借入枠や債券による資金調達を行っている場合に、

そのリストラクチャリングについては引き続き多数の質問が寄せられています。これは複雑な会計領域であり、重要な判断を必要とする場合があります。発生する可能性のある論点について、エンゲージメントチームの理解を支援するために主要な会計上の(IAS第39号およびIFRS第9号の下での)検討事項のいくつかを以下に要約しました。なお、関連ガイダンスはPwC IFRSマニュアル第44章の44.106項から44.110項(2015年版の6.6.177項から6.6.185項)(和訳はこちら)(有料会員限定コンテンツ)に記載されています。

- IAS第39号およびIFRS第9号では、金融負債の交換または条件変更が行われたが、金融負債の借手および貸手が同一のまま変わらない場合、条件が大幅に異なるかどうかを評価する必要があります。条件が大幅に異なる場合、当該取引は当初の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理しなければならない。
- 条件変更／消滅にかかる利得または損失の取扱い。
- 再交渉の一環で発生した手数料の取扱い。手数料を即時に損益認識しなければならないのか、あるいは繰り延べることができるのか。
- 中間業者の使用。企業は債務のリストラクチャリング時に中間業者として銀行を利用することがある。例えば、企業が既存の債券の契約条件または満期日の変更を望む場合、企業は、当初の債券の買戻しと条件変更後の債券の投資家への販売のための中間業者として銀行を利用することがある。この場合の会計処理は複雑なものとなる。このような状況においては、銀行が代理人として行動しているのか本人として行動しているのかが主要な会計上の検討事項であり、高度な判断を伴う。銀行が本人として行動していないのであれば、企業は債券の条件変更を債券の消滅として取り扱い、利得または損失を純損益に認識する。
- 信用枠が使用されていない場合の条件変更。

IASBは、2017年10月、償却原価で測定される金融負債が、条件変更されたものの認識の中止が生じない場合、利得または損失を純損益に即時に認識しなければならないことを確認しました。利得または損失は、当初の契約上のキャッシュ・フローと条件変更後のキャッシュ・フローの差額を、当初の実効金利を用いて割り引くことにより計算されます。

これは、この差額を繰り延べて金融商品の残りの存続期間にわたって配分できないことを意味し、IAS第39号からの実務の変更になる可能性があります。詳細については、PwCのIn brief UK2018-01(英語のみ)およびIn brief INT2017-13「IASBがIFRS第9号『金融商品』の修正を公表-負の補償を伴う期限前償還要素および金融負債の条件変更」をご参照ください。

債権のファクタリングおよびキャッシュ・フロー計算書に与える影響

債権のファクタリングは、資金調達、売上元帳の管理業務、または不良債権からの保護を行うための典型的な方法です。ファクタリング取引では、譲渡人が、現金の受取りと交換に、金融資産(通常は債権)から回収される現金の一部または全部に対する権利を第三者(ファクタリング業者)に移転します。

ファクタリング契約で、企業がファクタリングの対象となる債権の認識を中止し、ファクタリング業者から現金を受け取る場合、受け取った現金は営業活動によるキャッシュ・インフローに分類されます。これは、企業が営業活動によって生じた債権と交換に現金を受け取っているためです。

企業が債権の認識を継続し、ファクタリング業者から受け取った額を負債として計上する場合、受け取った現金は財務活動によるキャッシュ・インフローに分類されます。このファクタリング取引の本質は資金調達であり、企業は、ファクタリング対象債権のリスクと経済的便益のほとんどすべてを保持しています。

IASBは、2016年1月、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正を公表しました。この修正では、財務諸表利用者が財務活動から生じる負債の変動を評価できるように追加的な開示を導入しています(詳細については、PwCのIn brief INT2016-04「IASBがIAS第7号『キャッシュ・フロー計算書』の狭い範囲の修正を公表」をご参照ください)。企業は、今後、財務諸表利用者が財務活動から生じる負債の変動を理解するのに役立つ情報を開示することが要求されます。

減損レビューに関する規制当局の関心事項および主要な留意点

減損は、多くのクライアントにとって引き続き関心の高い領域となっています。規制当局は引き続きこの領域に注目しており、開示の透明性の向上を継続して強く求めています。

多額ののれんや無形資産を保有する企業グループは、規制当局から、減損の評価と特にそれに関連する開示について異議を申し立てられるリスクが高くなっています。

減損テストにおける主要なポイントには次のものがあります。

- 使用価値(VIU)モデルにおいて、主要な仮定は外部市場データと整合的である必要があり、また、キャッシュ・フロー予測における成長率の仮定は最新の経済予測と整合的であればならない。
- IAS第36号「資産の減損」のVIUモデルは、税引前のキャッシュ・フローを税引前の割引率で割り引くことを要求している。実務では、税引後のキャッシュ・フローと税引後の割引率が用いられている。理論上、これらは同じ結果となるはずだが、繰延税金を考慮しなければならぬため、同じ結果に到達するのに困難が伴う。このため、税引後のVIUモデルが帳簿価額をわずかに上回る程度の場合には、次のステップとして、処分コスト控除後の公正価値(FVLCD)を算定することが適当である。
- 公正価値モデルは、税引後のモデルであり、経営者による仮定ではなく、市場参加者の仮定を用いなければならない。
- 減損の評価において、帳簿価額は、回収可能価額を算定する方法と首尾一貫した基礎により算定しなければならない。例えば、
 - 回収可能価額が公正価値モデルを用いて算定される場合、テスト対象となる帳簿価額には当期資産／負債および繰延税金資産／負債を含めなければならない(ただし、繰越欠損金に関する資産は別個の取引として取り扱われるため除く)。
 - 税引前のキャッシュ・フローに基づくVIUモデルを用いる場合には、繰延税金資産を帳簿価額に含めてはならず、また、繰延税金負債を控除してはならない(すなわち、繰延税金を資金生成単位(CGU)の帳簿価額に含めない)。これにより、VIUの帳簿価額がFVLCDの帳簿価額よりも高くなる可能性がある。しかし、重要な繰延税金がすでに存在する場合、IAS第36号のVIUテストがCGUの回収可能価額の算定として最適な方法ではない可能性

がある。

- 非金融資産の減損レビューに関するさらなる留意事項は、PwCのIn depth INT2015-08「非金融資産—減損テストにおける5つのポイントの詳説」を参照。

IAS第36号が要求する開示は広範囲にわたります。IAS第36号は、主要な仮定(回収可能価額が非常に敏感に反応する仮定)と関連する感応度分析の開示を求めています。また、IAS第1号「財務諸表の表示」第125項が重要な会計上の判断および見積りの不確実性の主要な発生要因の開示を要求していることにもご留意ください。

主要な仮定および複数のCGUに関するより広い範囲の仮定について、明確な開示を行わなければなりません。重要である場合、それぞれのCGUに固有の仮定を特定する必要があります。割引率など、使用した仮定が過年度から大幅に変更されている場合には、仮定の変更について説明しなければなりません。

規制当局は、ターミナルバリューを見積るためのキャッシュ・フロー予測に用いる長期成長率や税引前の割引率は、重要であるものの、直近の予算・予測が対象とする期間のキャッシュ・フロー予測に用いる「主要な仮定」ではない、との見解を述べています。

したがって、ターミナル期間の前に発生するキャッシュ・フロー予測に適用する個々の成長率に関する仮定についても注意を払わなければなりません。

IFRS第3号 従業員の勤務の提供を条件とする対価

企業結合における条件付対価については、支払いが事業に対する対価なのか、または企業結合後の従業員の勤務に対する支払いなのかを判断するために、評価する必要があります。

(株式を売却した)旧株主(が引き続き従業員等であり、その従業員等)が従業員サービス(従業員の勤務)の提供を中止すれば対価に対する権利が自動的に失効する場合、当該支払は企業結合後の従業員の勤務に対する報酬として処理されます。

従業員の勤務に対する支払は、IFRS第2号またはIAS第19号に従い、グループの企業結合後の損益計算書において費用処理されます。このような契

約に関するガイダンスは、PwC IFRSマニュアル第29章の29.194項以降(和訳はこちら)に記載されています。

グループ再編の影響

欧州で事業を行う多くのグループ企業は、英国のEU離脱を考慮して事業再編を行っています。この再編には、同一企業グループ内の企業、事業、または資産グループの処分が含まれます。

非流動資産、資産グループ、または事業の処分もしくは処分計画または移転は、たとえその処分が同一グループ内または下位グループ内で発生する場合であっても、IFRS第5号の要求事項を適用する契機となる場合があります。

例えば、同一企業グループ内のある下位グループから別の下位グループに事業が移転される場合があります。移転する側の下位グループの視点から見れば、事業は当該下位グループ外部の別の企業に移転されることになるため、処分が発生します。これは、IFRS第5号の売却目的保有の分類を検討する契機となります。上位グループの視点から見た場合、事業は依然として連結に含まれてお

り、処分は発生していないことになります。

処分の方法(売却、株主への分配、廃棄)は、IFRS第5号をどのように適用するかに影響を与えます。IFRS第5号は、(売却目的保有に分類された)非流動資産と、非流動資産に含まれる資産グループを同等に「処分グループ」と呼んでいます。複数の処分グループは、異なる表示要件の適用をもたらす非継続事業を構成するのに十分に重要である可能性があります。事業の閉鎖も非継続事業を構成する可能性があります。

売却目的保有または分配目的保有の非流動資産(または、処分グループ)は、以下のとおり処理されます。

- 帳簿価額または売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い方で測定する。
- 減価償却または償却は行わない。
- 財政状態計算書において区分して表示する(資産と負債を相殺してはならない)。

詳細なガイダンスは、PwC IFRSマニュアルの第30章(和訳はこちら)をご参照ください。

2018年12月31日に終了する事業年度に新たに適用される基準 および解釈指針

2018年12月31日に終了する事業年度に新たに適用される基準および解釈指針は、以下のとおりです。

IFRS第9号「金融商品」(2018年1月1日以後 開始する事業年度より適用)

本基準は、IAS第39号のガイダンスを置き換えるものです。この基準には、金融資産と金融負債の分類および測定に関する要求事項が含まれています。また、現行の発生損失減損モデルに代わる予想信用損失モデルも含まれています。

詳細については、PwCのIn depth 2018-08「2018年に適用される新しいIFRSに関する実務ガイド」をご参照ください。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」 (2018年1月1日以後開始する事業年度より 適用)

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」は、IASBとFASBによる、コンバージェンスされた収益認識に関する基準です。

本基準は、収益の財務報告、すなわち財務諸表のトップラインである収益の比較可能性を世界規模で改善するものです。

詳細については、PwCのIn depth 2018-08「2018年に適用される新しいIFRSに関する実務ガイド」をご参照ください。

IFRS第2号「株式に基づく報酬」の修正— 特定の種類の株式に基づく報酬取引の会計処 理の明確化(2018年1月1日以後開始する事 業年度より適用)

本修正は、現金決済型の株式に基づく報酬の測定基礎、および株式に基づく報酬の分類を現金決済型から持分決済型に変更させる条件変更の会計処理を明確化しています。また本修正は、IFRS第2号の原則に対する例外を導入し、事業主が株式に基づく報酬に関連した従業員の納税義務に係る金額を源泉徴収して、当該金額を税務当局に支払うことを義務付けられている場合には、報酬の全体を持分決済型として取り扱うことを要求します。

詳細については、PwCのIn depth 2018-08「2018年に適用される新しいIFRSに関する実務ガイド」を

ご参照ください。

IFRS第9号「金融商品」の適用に関するIFRS 第4号「保険契約」の修正(2018年1月1日以 後開始する事業年度より適用)

本修正は、「上書きアプローチ(overlay approach)」および「延期アプローチ(deferral approach)」という2つのアプローチを提供しています。修正後の基準は、以下のとおりです。

- 保険契約を発行するすべての会社に、新しい保険契約基準の公表前にIFRS第9号を適用する場合に生じるボラティリティを、純損益ではなく、その他の包括利益に認識する選択肢を与える。
- 活動の大半が(predominantly)保険に関連している会社に、2021年までIFRS第9号の適用の選択的な一時的免除を与える。IFRS第9号の適用を延期する企業は、現行の金融商品基準であるIAS第39号を引き続き適用することになる。

詳細については、PwCのIn depth 2018-08「2018年に適用される新しいIFRSに関する実務ガイド」をご参照ください。

(訳注)IFRS第17号の適用日は2021年1月1日以後開始する事業年度から、IFRS第9号の適用の一時的免除は、2021年1月1日より前に開始する事業年度までとされている。2018年11月のIASB会議において、これらを1年間延長する提案を行うことが暫定決定されているが、2018年12月現在ではまだ基準化されていない。

投資不動産の移転に関連するIAS第40号「投 資不動産」に対する修正(2018年1月1日以 後開始する事業年度より適用)

本修正は、投資不動産への振替または投資不動産からの振替を行うには、用途変更が必要であることを明確化しています。不動産に用途変更が生じているのかどうかを判定するためには、不動産が投資不動産の定義を満たしているかどうかを評価しなければなりません。また、こうした用途変更は証拠によって裏付けられる必要があります。

詳細については、PwCのIn depth 2018-08「2018年に適用される新しいIFRSに関する実務ガイド」をご参照ください。

年次改善2014-2016年サイクル(2018年1月1日以後開始する事業年度より適用)

本修正は、次の2つの基準書に影響を及ぼしません。

IFRS 第1号「国際会計報告基準の初度適用」－IFRS 第7号、IAS 第19号およびIFRS 第10号に関して初度適用企業についての短期的な免除規定の削除。

IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」－関連会社または共同支配企業の公正価値測定にかかる修正。

詳細についてはPwCのIn depth 2018-08「2018年に適用される新しいIFRSに関する実務ガイド」をご参照ください。

IFRIC第22号「外貨建取引と前払・前受対価」(2018年1月1日以後開始する事業年度より適用)

本解釈指針は、取引の対価または取引の一部の対価が外貨建てで支払われる、または外貨建てで価格づけされている外貨建取引を扱っています。本解釈指針は、単一の支払や受領が行われた場合に加えて、複数回の支払や受領が行われた場合のガイダンスを提供しています。このガイダンスは実務上の多様性を低減することを目的としています。

詳細については、PwCのIn depth 2018-08「2018年に適用される新しいIFRSに関する実務ガイド」をご参照ください。

2019年1月1日以後発効する新基準

IAS 第8号第30項では、公表されているが未発効の新しいIFRSのうち、企業に影響を及ぼす可能性の高いものを開示することを求めています。以下の表では、2018年12月31日より前に公表され、発効日が2019年1月1日以後であるすべての新基準および改訂基準を要約しています。これらの基準は、通常は早期適用できますが、一部の国では欧州連合(EU)の承認が必要となります。

IFRS 第9号「金融商品」の修正 一負の補償を伴う期限前償還要素	<p>本修正は、償却原価で測定された金融負債が、条件変更されたものの認識の中止が生じない場合、利得または損失を純損益に即時に認識しなければならないことを確認しています。利得または損失は、当初の契約上のキャッシュ・フローと条件変更後のキャッシュ・フローとの差額を、当初の実効金利を用いて割り引くことにより計算されます。これは、金融商品の残りの存続期間にわたってこの差額を償却して認識することができないことを意味し、IAS 第39号からの実務上の変更になる可能性があります。</p> <p>詳細については、PwCのIn depth 2018-08「2018年に適用される新しいIFRSに関する実務ガイド」をご参照ください。</p>
公表日	2017年10月
発効日	2019年1月1日以後開始する事業年度
EUによる承認の状況	承認済
年次改善 2015-2017年サイクル	<p>本修正は、次の基準書に軽微な修正を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> IFRS 第3号「企業結合」—企業は、共同支配事業である事業の支配を獲得した場合、従来保有していた持分を再測定する。 IFRS 第11号「共同支配の取り決め」—企業は、共同支配事業である事業の共同支配を獲得した場合、従来保有していた持分を再測定しない。 IAS 第12号「法人所得税」—企業は、配当支払の法人所得税への影響すべてを同じ方法で会計処理する。 IAS 第23号「借入コスト」—個別の借入について、関連する適格資産が意図した使用または販売の準備が完了した後に残高がある場合は、当該借入残高を一般目的で借り入れている資金の一部として扱う。 <p>詳細については、PwCのIn depth 2018-08「2018年に適用される新しいIFRSに関する実務ガイド」をご参照ください。</p>
公表日	2017年12月
発効日	2019年1月1日以後開始する事業年度
EUによる承認の状況	未承認
IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に対する修正	<p>本修正は、持分法の適用を受けない関連会社または共同支配企業に対する長期持分をIFRS 第9号により会計処理することを明確化しています。</p> <p>詳細については、PwCのIn depth 2018-08「2018年に適用される新しいIFRSに関する実務ガイド」をご参照ください。</p>
公表日	2017年10月
発効日	2019年1月1日以後開始する事業年度
EUによる承認の状況	未承認

IAS 第 19 号「従業員給付」の修正 (制度改訂、縮小または清算)	<p>本修正は、以下の事項を企業に要求しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度改訂、縮小または清算後の残りの報告期間の当期勤務費用および利息純額の計算において、更新された仮定を使用する。 資産上限額の影響により積立超過を過去に認識していなかった場合であっても、積立超過の減少はすべて、過去勤務費用または清算損益の一部として純損益に認識する。 <p>詳細については、PwC の In depth 2018-08「2018 年に適用される新しい IFRS に関する実務ガイド」をご参照ください。</p>
公表日	2018 年 2 月
発効日	2019 年 1 月 1 日以後開始する事業年度
EU による承認の状況	未承認
IFRS 第 16 号「リース」	<p>本基準は、IAS 第 17 号の現行ガイダンスを置き換えるもので、とりわけ借手による会計処理を広い範囲で変更しています。</p> <p>借手は、IAS 第 17 号で、ファイナンス・リース(オン・バランスシート)とオペレーティング・リース(オフ・バランスシート)を区別することが要求されていました。IFRS 第 16 号では、借手に、実質的にすべてのリース契約について、将来のリース料総額を反映するリース負債および「使用権資産」を認識することを要求しています。IASB は、特定の短期リースおよび少額資産のリースについて、任意の免除規定を含めましたが、この免除規定は、借手のみが適用できるものです。</p> <p>貸手の会計処理は現行基準とほとんど変わりません。しかし、IASB は、リースの定義に関するガイダンス(および、契約の結合および区別に関するガイダンス)を更新しているため、貸手も新基準の影響を受けることになります。少なくとも、借手の新たな会計モデルは、貸手と借手の間の交渉に影響を与えると見込まれます。</p> <p>IFRS 第 16 号では、契約が一定期間にわたり対価と交換に特定の資産の使用を支配する権利を移転する場合、その契約はリースであるか、または、リースを含みます。</p> <p>詳細については、PwC の In depth 2018-08「2018 年に適用される新しい IFRS に関する実務ガイド」をご参照ください。</p>
公表日	2016 年 1 月
発効日	2019 年 1 月 1 日以後開始する事業年度。 IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」と併せて適用する場合には早期適用が認められます。
EU による承認の状況	承認済
IFRS 第 3 号「企業結合」の修正 －事業の定義	<p>本修正は、事業の定義を改訂するものです。IASB が受け取ったフィードバックによると、現行ガイダンスの適用は複雑すぎると考えられており、またあまりに多くの取引が企業結合の要件を満たす結果となっています。詳細については、PwC の In brief 2018-13「IFRS 第 3 号『企業結合』の修正－事業の定義」をご参照ください。</p>
公表日	2018 年 10 月
発効日	2020 年 1 月 1 日以後開始する事業年度
EU による承認の状況	未承認

IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正 – 「重要性がある」の定義の修正	IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の 本修正 、ならびに他の IFRS 基準に対する結果的修正は、(i)「重要性がある(material)」の定義を IFRS 基準と「財務報告に関する概念フレームワーク」との間で一致させ、(ii)「重要性がある」の定義に付属している説明の明瞭性を向上させ、(iii)IAS 第 1 号における重要でない情報に関するガイダンスの一部を定義に織り込んでいます。詳細については、PwC の In brief 2018-14『『重要性がある』の定義の修正 (IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正)』 をご参照ください。
公表日	2018 年 10 月
発効日	2020 年 1 月 1 日以後開始する事業年度
EU による承認の状況	未承認
IFRS 第 17 号「保険契約」	本基準 は、現在多様な実務慣行を許容している IFRS 第 4 号を置き換えるものです。IFRS 第 17 号は、保険契約および裁量権のある有配当性を有する投資契約を発効するすべての企業の会計処理を、根本的に変えることになります。 詳細については、PwC の In depth 2018-08「2018 年に適用される新しい IFRS に関する実務ガイド」 をご参照ください。
公表日	2017 年 5 月
発効日	2021 年 1 月 1 日以後開始する事業年度
EU による承認の状況	未承認
IFRIC 第 23 号「法人所得税務処理に関する不確実性」	本解釈指針 は、法人所得税務処理に不確実性がある場合に IAS 第 12 号「法人所得税」の認識および測定 of 要求事項をどのように適用するかについて明確化しています。 IFRS IC は、これまで IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」ではなく IAS 第 12 号が、不確実な法人所得税務処理の会計処理に適用されることを明確にしています。IFRIC 第 23 号は、税務処理に不確実性がある場合の繰延税金資産・負債および当期税金資産・負債の認識および測定の方法を説明しています。 不確実な税務処理とは、税務当局がその税務処理を認めるか否かに関して不確実性がある状況において、企業が適用している税務処理のことです。例えば、特定費用の控除を申告する、または特定項目の所得を税務申告書に含めないという企業の決定は、税法に基づいてそれが認められる可能性が不確実な場合、不確実な税務処理となります。IFRS 第 23 号は、課税所得、資産および負債の税務基準額、税務上の欠損金や税額控除および税率などの税務処理に不確実性がある状況における、法人所得税のすべての会計処理に適用されます。 詳細については、PwC の In depth 2018-08「2018 年に適用される新しい IFRS に関する実務ガイド」 をご参照ください。
公表日	2017 年 6 月
発効日	2019 年 1 月 1 日以後開始する事業年度
EU による承認の状況	承認済

© 2018 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.